

消費税・定額減税制度セミナー

消費税インボイス登録後 & 定額減税のしかた

参加
無料

日時 令和6年6月6日(木) 14:00~16:00

場所 行橋商工会議所 (行橋市中央1-9-50)

締切 5月30日 先着 **50** 名 (定員になり次第締め切らせていただきます)

対象 中小企業・小規模事業者 (会員・非会員を問わず)

インボイス編

1. 取引先に免税事業者がいる場合の対応
2. インボイスの保存が不要な取引及び立替払い
3. 委託販売及び電子インボイスへの対応
4. 受取ったインボイスに誤りがある場合

定額減税編

1. 定額減税とは?いくら減税されるの?
2. 定額減税の計算対象となる人は?
3. いつ、どのように減税されるのか?
(給与所得者・個人事業主等の方)

講師



萩尾 博文 氏
(萩尾会計事務所)

令和5年10月1日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されました。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(いわゆるインボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となっております。

(FAXは切らずに送信してください)

「消費税・定額減税制度セミナー」受講申込書

事業所名		TEL		参加者
		FAX		
所在地	〒			

※ご記入いただいた個人情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。
※当日に体温37.5度以上の方は、ご来場をお控えください。

申込・問合せ先 行橋商工会議所 TEL:0930-25-2121 FAX:0930-25-3488